糸島市脱炭素推進重点対策加速化事業
太陽光発電リースプラン登録制度 募集要領

１．太陽光発電リースプラン登録制度の目的

この制度は、糸島市が実施する「糸島市脱炭素推進重点対策加速化事業住宅用太陽光発電等リース設置補助金(以下「市補助金」とします。)」を活用することで、通常より安価な戸建住宅向け太陽光発電のリースサービスを提供可能なリース事業者を市が募集し、そのリースサービスプランの内容を市ホームページに登録することで市民に公開し、リース事業者と市民のマッチングを図ることを目的としています。

本要綱は、プラン及びリース事業者の登録要件を定めるものです。市補助金の要綱は別途定めるものとします。

２．登録制度の概要

（１）環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(以下「環境省交付金」とします。)」を用いて交付する市補助金をリース事業者が受ける想定で、補助金額相当分を割り引いた安価な料金の太陽光発電等リースサービスモデルを市に登録いただき、その公開によってサービス利用を希望する市民と事業者のマッチングをめざすものです。

市民がサービス利用を希望する場合には、リース事業者から市補助金の交付申請をしていただき、交付決定を受けた後にリース契約の締結と設備の設置を行うことになります。なお、補助金相当額をリース料金から控除していただく必要があります。

（２）市は登録しているリース事業者に限定し、各年度の予算の範囲内で補助金を交付します。リース事業者は、サービス利用者ごとに補助金の交付申請を行う必要があります。

※事業者とサービス利用者で直接契約を締結していただきます。市は契約に関与しません。また、市は設備等の設置に関して保証等いかなる責任を負うものではありません。

【補助金活用時のイメージ図】

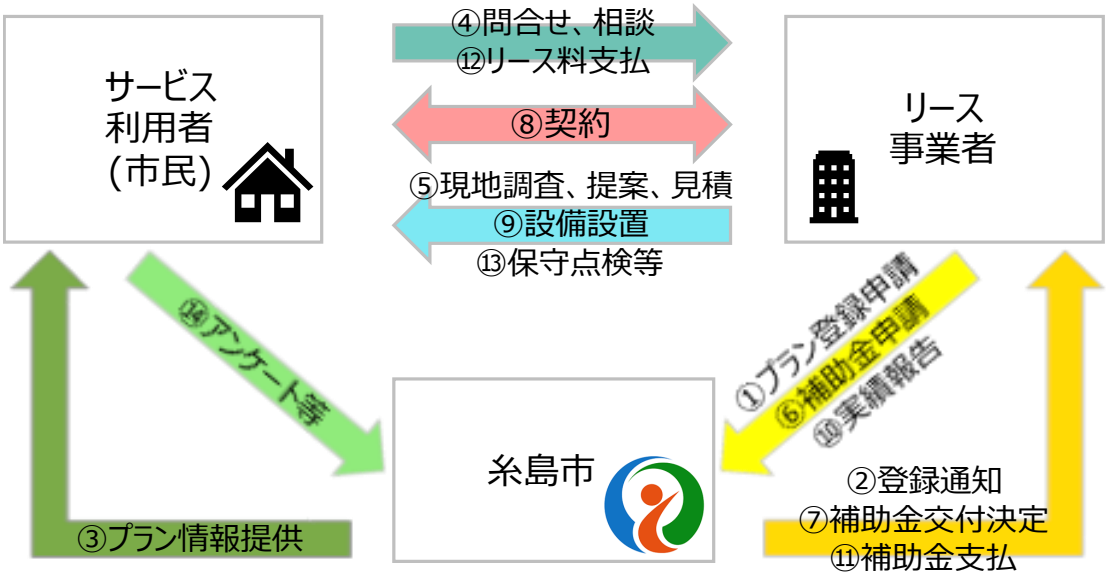

３．用語の定義

（１）太陽光発電設備等

住宅用太陽光発電設備及び蓄電池設備をいいます。

（２）初期費用０円導入プラン

リース方式によって太陽光発電を導入するサービスを『初期費用０円導入プラン』と呼称します。リース事業者が設備設置等の費用を負担して戸建住宅等に太陽光発電・蓄電池等を設置し、その住宅等に住むサービス利用者がリース事業者に対して月々のリース料金を支払います。なお、PPA(電力購入契約)は本登録制度の対象外です。

●リースとは 契約の名称に関わらず、サービス利用者が希望する太陽光発電設備等を、事業者が代わりに調達し、サービス利用者がこれを使用するものです。事業者は、その設置代金を設置事業者に支払い、購入代金(元本)に金利等の諸経費を加えたものを設備使用の対価(リース料金)としてサービス利用者から回収します。 原則として、契約期間中の中途解約が禁止されているものをいいます。

（３）市補助金

糸島市脱炭素推進重点対策加速化事業住宅用太陽光発電等リース設置補助金交付要綱(以下「交付要綱」とします。)に基づき交付するもので、環境省交付金を原資としています。

そのため、交付要件等は国の要件に適合する必要があります。また、同一のリース物件(補助対象設備)に対して複数の国補助金・交付金を受けることはできません。

なお、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下「再エネ特措法」という。)による FIT 制度や FIP 制度の認定を受ける場合も補助対象外となります(小売電気事業者との契約に基づく余剰売電は可とします)。

（４）住宅

戸建の既存住宅や新築住宅のうち、下記の要件を全て満たす家屋とします。なお、集合住宅、保養所、寄宿舎等は除きます。

①既存住宅

・市補助金の交付申請時点において、サービス利用者が現に居住している戸建専用住宅または併用住宅(居住の用に供する部分の床面積が２分の１以上のもの)。これらの住宅の同一敷地内にあり、住宅に付属する車庫等の家屋、設備を含む。
※サービス利用者が所有する住宅でない場合は、住宅の所有者の承諾が必要です。

・市補助金の交付申請時点において、不動産登記法に基づく登記が完了している住宅。

②新築住宅

・市補助金の交付申請時点において、サービス利用者が居住する目的で建築している、または建築する予定の戸建専用住宅または併用住宅(居住の用に供する部分の床面積が２分の１以上のもの)。これらの住宅の同一敷地内に建築する住宅に付属する車庫等の家屋、設備を含む。注文住宅、建売住宅の別を問わない。

・建築完了後、不動産登記法に基づく登記をおこなう住宅。
※サービス利用者が施主(所有者になる予定の者)でない場合は、施主の承諾が必要。

４．募集プラン

次の要件を全て満たすサービスのプランを募集します。

（１）別途定める補助金交付要綱の要件に適合する設備を導入すること(表１）。

（２）リース契約期間内に設備が故障した際は、原則として事業者によりすみやかに修理または交換が行われること(サービス利用者の責による故障等の場合はこの限りではない)。

（３）太陽光発電設備等または当該設備の取付工事が原因で生じた身体の障がいまたは財物の損壊に起因する賠償責任補償が付加されていること。

（４）リース契約期間が設備の設置から最低 6 年以上であること。また、契約終了後も当該太陽光発電設備及び蓄電池設備が法定耐用年数(太陽光発電設備 17 年、蓄電池設備 6 年)の間、継続して当該住宅等において利用されることが見込まれること。

（５）契約終了後に設備がサービス利用者に無償譲渡されること。

（６）サービス利用者から見積に関する費用を徴収しないこと。

（７）市補助金の対象外設備(エコキュートやＩＨ調理器具、Ｖ２Ｈ等)等をセットで提供する場合は、市補助金の対象となる設備とそれ以外の設備の費用等を明確に分けること。

■表１　補助金交付要綱の補助対象設備要件

設備種類	要件
共通事項	・商用化され、導入実績があること。中古設備でないこと ・既存設備の増設でないこと(既存設備が自家消費をしない全量売電の場合は増設とは扱わない。) ・設置する住宅における電力使用量を考慮し、適切な出力値の太陽光発電設備及び蓄電池設備の導入等によって発電電力量の 30%以上を自家消費すること
太陽光発電設備	・住宅の屋根に設置するものであること ・太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値またはパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い値が 10kW 未満の住宅用設備であること ・電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給(自己託送)を行わないこと ・再エネ特措法に基づく FIT 制度または FIP 制度の認定を取得しないこと ・再エネ特措法に基づく事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)に定める遵守事項等に準拠して事業を行うこと(専ら FIT の認定を受けた者に対するものを除く。) ・導入設備によって得られる環境価値をサービス利用者に帰属させること ・法定耐用年数(17 年)を経過するまで、補助対象設備の導入により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと
蓄電池設備	・太陽光発電設備の附帯設備として導入するものであること ・原則として太陽光発電設備により発電した電気を蓄電するものであり、停電時のみに利用する非常用予備電源ではなく、平時にも充放電を繰り返すことを前提とした設備であること ・1kWh あたりの価格が 12 万 5 千円(消費税抜き、工事費含む。)以下となるよう努めること(上記の価格以上の場合でも補助対象として扱うが、複数設備の比較により導入設備を選定すること) ・蓄電容量が 20kWh 未満の設備であること ・補助金交付要綱に定める仕様に適合するものであること

５．プラン及び事業者の登録要件

登録ができる事業者は、次の要件を全て満たす法人または複数の法人の共同事業体とします。なお、共同事業体の場合は、代表事業者及び構成員である全ての事業者が次の要件を全て満たすこととします。

（１）福岡県内に現に事業所・事務所を有して事業を行っていること。

（２）登録プランで採用する太陽光モジュール等の取引実績または施工実績があること。

（３）事業プランの太陽光発電設備等を確保し、滞りなく供給できること。

（４）過去２年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。

（５）過去６か月以内に不渡手形または不渡小切手を出していないこと。

（６）次の申立てが行われていないこと。

ア　破産法(平成 16 年法律第 75 号) 第 18 条又は第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て

イ　会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て

ウ　民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立て

（７）債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。

（８）事業プランを的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

（９）糸島市税を滞納していないこと。

(10) 糸島市が措置する指名停止期間中の者でないこと。

(11) 糸島市暴力団排除条例(平成 22 年条例第 200 号)第 2 条に規定する暴力団または暴力団員でないこと及び暴力団または暴力団員と密接な関係を有していないこと。

(12) 他の行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない者でないこと。

６．登録申請方法

（１）登録申請を行う者

単独の法人が行う場合は、当該法人が登録申請をしてください。複数の法人の共同事業体の場合は、代表事業者が登録申請をしてください。

（２）登録申請書類

登録申請者の事業プランに応じて、市が指定する様式に従い、次の書類を提出してください。

ア　様式１(糸島市太陽光発電リースプラン登録申請書)

イ　様式２(プランの内容)

ウ　様式３(使用設備一覧)

エ　様式４(役員等氏名一覧表)

オ　様式５(誓約書)

カ　添付書類

①登録申請者の商業・法人登記の登記事項証明書(申請日から３月以内に発行されたもの)

※インターネットで取得した照会番号付き登記情報も可。支店の登記がある場合は、支店区の表記があるもの。支店の登記がない場合は、会社概要や組織図などの資料を添付。

②登録申請者の直近の会計年度の財務諸表(貸借対照表、損益計算書)

③登録申請者の糸島市税の滞納がないことの証明書(発行日から３か月以内のもの)

④登録申請した事業プランの内容が分かるもの(チラシなど)

⑤使用する太陽光発電設備等が掲載された製品カタログ
⑥その他市長が提出を求める書類

（３）登録申請受付期間

随時受付(受付から登録完了まで最長で１か月程度かかります)

（４）登録申請書類の提出

市環境政策課窓口まで持参、または郵送、Ｅメールでご提出ください。

ア　持参または郵送の場合

フラットファイルに(２)の申請書類を綴り、１部を持参または郵送してください。

イ　Ｅメールの場合

申請書類の電子データを以下のとおり提出してください。

①Ｅメールの件名　太陽光発電リースプラン登録申請

②添付ファイル名　添付資料の種類が分かるよう、ファイル名を設定すること

※10MB を超えるＥメールは受信不可。任意で複数のＥメールで分けて送信し、件名の末尾に【全●通、★通目】を補記すること。

※商業登記簿謄本及び糸島市税の滞納がないことの証明書は、ＰＤＦファイルで送信してください。

（５）提出後について

ア　登録申請書類は返却いたしません。

イ　登録申請書類は確認及び登録後、市民への情報提供に使用することがあります。

ウ　登録申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている方法等を使用した結果生じた責任は、登録申請者が負います。

７．プランの登録・公表

市は、登録申請書類を確認し、本要領の要件を全て満たしている事業者・プランを登録し、登録申請者に文書でその旨を通知するとともに、プラン、事業者名等を市ＨＰで公表します。

また、市主催のサービス利用希望者とのマッチングイベント等を行う場合には、積極的に参加してください(任意)。

８．プランを登録した事業者の責務

（１）業務

プランを登録した事業者(以下、「登録事業者」とします。)は、プランの見積依頼を受けた後、原則として次の業務を無料で行ってください。

①現地調査及び現地調査に基づく見積書の提示

利用希望者と調整のうえ現地調査を行い、見積書をサービス利用希望者に提示してください。

②市補助金の交付申請・交付決定後の契約・着工

①により、サービス利用希望者から設備導入の意向を受けた場合は、契約締結前に市補助金の交付申請を行い、交付決定を受けてください。その後に契約を締結し、設置してください。

③契約締結及び工事施工等

契約締結後は、すみやかに設置工事等を行ってください。なお、太陽光発電設備等を設置・

導入するために屋根の塗装・修繕・葺き替え等により費用負担が発生する場合や交付決定を受けた内容と異なる設備導入を行う場合は、必ず事前に利用希望者と協議し、調整したうえで市補助金の交付要綱に従って変更申請等の手続きを行ってください(ただし、屋根の塗装、修繕、葺き替えなどの工事は補助対象外経費となります)。

（２）遵守事項

ア　問合せ、苦情、トラブル等の対応

登録事業者は、登録プランに対する問い合わせ、苦情やトラブルに対して、誠実に対応するとともに、改善に努めてください。

イ　普及への協力

登録事業者は、市内における普及啓発を行うため、市と連携した取組に協力してください。

ウ　個人情報の管理

登録事業者は、本制度により取得した個人情報について、関係法令を遵守し、適切に管理してください。

９．登録の変更、抹消、削除

（１）登録の変更

登録プランの内容を変更する場合は、別途申請してください。

（２）登録の抹消

登録プランの登録を抹消する場合は、別途申請してください。

（３）登録の削除

市は、登録プランの内容に虚偽、重大な誤りがあると認められる場合または登録事業者が要件を満たさなくなったと判断される場合は、登録を削除します。

10. 免責

市は、事業者が行う取引や契約等に関与せず、事業者と県民との間で生じたトラブルや損害、事業制度の見直しによる不利益の発生等について、いかなる責任も負わないものとします。

11. 問合せ・提出先

糸島市 生活環境部 環境政策課 環境・エネルギー係
Ｅメール：kankyo@city.itoshima.lg.jp
所 在 地：〒819－1192 福岡県糸島市前原西一丁目１番１号
電話番号：092－332－2068(直通)　※お掛け間違いのないようご注意ください。
窓口時間：平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで